

2 山村の活性化

(1) 山村を取り巻く状況

山村には、林業に携わる人々の多くが居住しており、林業生産活動をはじめ、日常的な森林の見回りなどの管理活動を通じて、森林のもつ多面的な機能を発揮する上で重要な役割を果たしている。

「山村振興法」^(注)に基づき指定される振興山村は、平成20年4月現在で全市町村数の4割を占める748市町村となっている。また、振興山村の総面積は全国の市町村の総面積の約5割、森林面積は全国の6割を占める一方で、振興山村の人口は全国の人口の3%に過ぎない（表Ⅲ-3）。

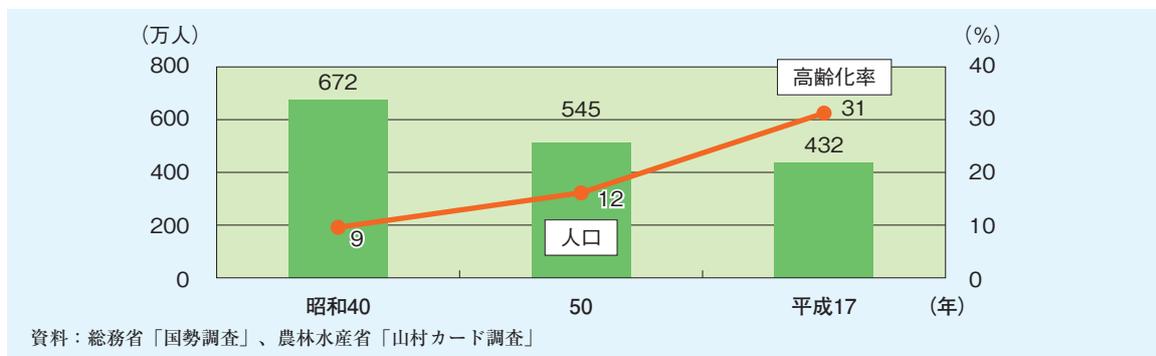
表Ⅲ-3 振興山村の概要

| | 振興山村 | 全国 | 対全国比 |
|--------------|-------|--------|------|
| 市町村数（平成20.4） | 748 | 1,788 | 42% |
| 総面積（平成17） | 1,785 | 3,779 | 47% |
| 森林面積（平成17） | 1,510 | 2,512 | 60% |
| 人口（平成17） | 432 | 12,777 | 3% |

資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」、林野庁業務資料

さらに、振興山村においては、基幹産業である農林業の衰退等の影響もあり、過疎化、高齢化が進行するとともに、生活基盤は都市と比較して依然低位な状況となっている（図Ⅲ-26、表Ⅲ-4）。

図Ⅲ-26 振興山村の人口及び高齢化率の推移



(注)「山村振興法」は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民の福祉の向上を図ることが必要として、昭和40年に議員立法で制定。10年を期限とする時限法で、現行法の期限は平成27年3月31日。

表Ⅲ－4 振興山村の生活基盤整備状況

○ 水洗化率の推移

(単位：%)

| | 振興山村 | 全国 |
|--------|------|------|
| 平成2年度 | 10.0 | 48.6 |
| 平成17年度 | 44.2 | 81.8 |

資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「公共施設状況調」
注：水洗化率は水洗化人口を総人口で除した割合。

○ 道路現況

(単位：%)

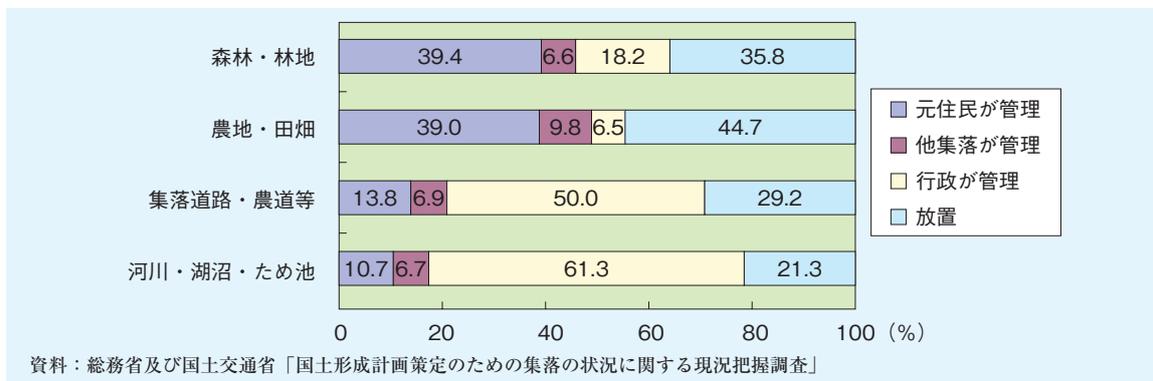
| | | 改良率 | | 舗装率 | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 昭和50年 | 平成17年 | 昭和50年 | 平成17年 |
| 国道 | 振興山村 | 71.7 | 85.3 | 83.8 | 97.4 |
| | 全国 | 85.2 | 94.0 | 92.4 | 99.3 |
| 市町村道 | 振興山村 | 18.6 | 44.7 | 17.9 | 61.7 |
| | 全国 | 22.0 | 55.0 | 27.0 | 75.9 |

資料：農林水産省「山村カード調査」、国土交通省「道路統計年報」

山村の過疎化や高齢化等が更に進行すると、集落の機能が低下あるいは集落が消滅することにもつながる。これにより適正な整備が十分に行われない森林が増加し、ひいては森林の多面的機能の発揮への影響も危惧される状況となっている。

総務省及び国土交通省が実施した「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」によると、消滅した集落の跡地の森林や農地などの主な地域資源の管理状況についてみると、森林・林地については約36%の消滅集落で放置されているという結果となっている（図Ⅲ－27）。

図Ⅲ－27 消滅集落跡地の主な地域資源の管理状況



森林のもつ多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、森林・林業に関わる人々が山村に定住し、林業生産活動等を継続できるように、次に述べるような山村の活性化を図ることが必要である。

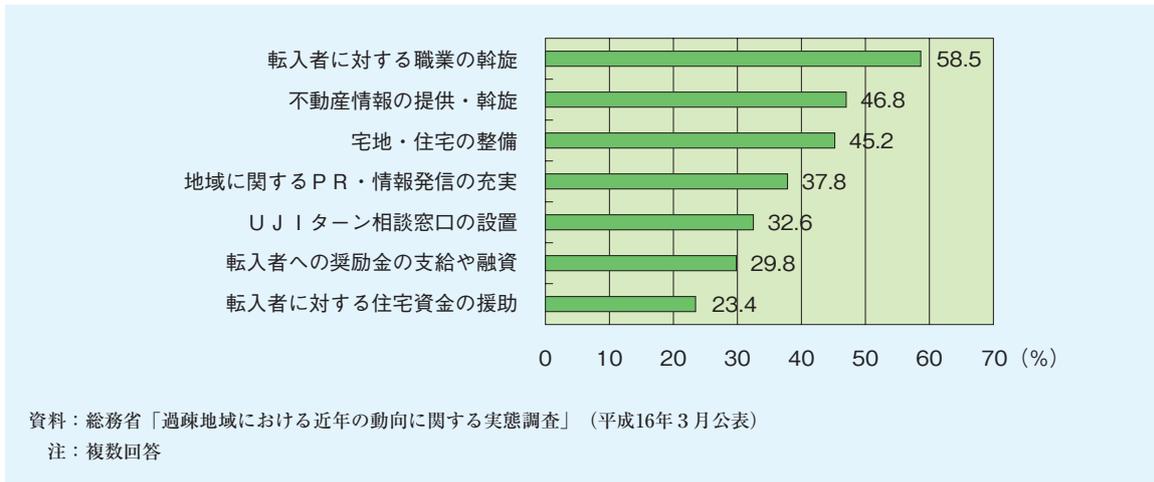
(2) 山村の活性化

(就業機会の確保)

山村が活力を維持していくためには就業機会の増大が重要な課題の一つであり、特に、若者やU J I ターン者^(注)等にとって魅力ある就労の場を確保することが必要である。

過疎地域に転入したU J I ターン者を対象として総務省が実施したアンケートによると、より多くの人に転入してもらうためにどのような施策・支援が必要かとの問いに対し、「転入者に対する職業の斡旋」が約6割と最も多い(図Ⅲ-28)。

図Ⅲ-28 転入者を増やすために必要な施策



このため、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成、特産物の開発など森林資源を活用した新たなビジネスの創出等により、多様な就業機会の確保を図ることが必要である。

それらと併せ、豊かな自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出を支援することが重要である。

特に、きのこや山菜、木炭等の特用林産物の生産は、山村地域における貴重な就業機会であるとともに収入源として定住促進にも重要な役割を果たしている。近年は消費者の食の安全に対するこだわりの高まりなどを背景として国産品を志向する人の割合が高まっていることから、消費者のニーズに対応した安全・安心な製品を供給していくことが重要である。

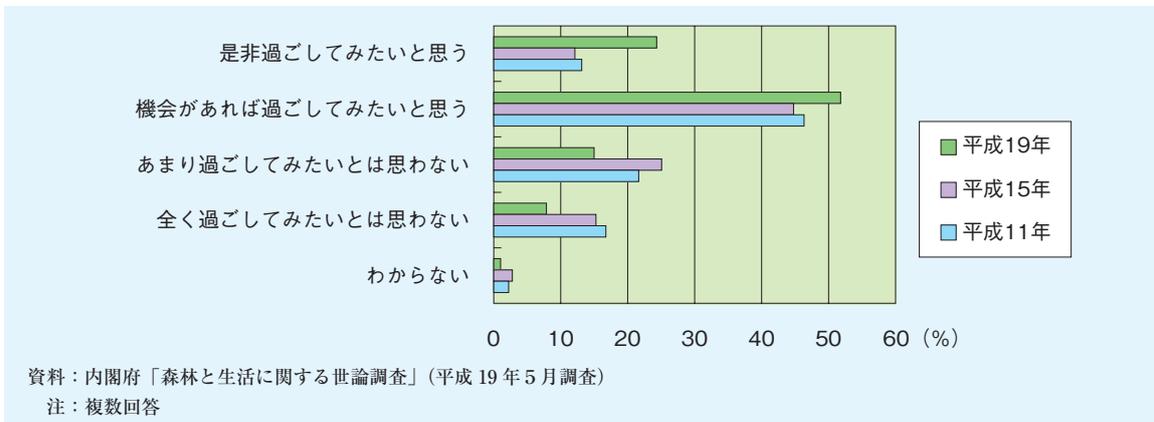
(注)「U J I ターン」とは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

(都市と山村の共生・対流と山村への定住の促進)

近年、都市住民が休暇等を利用して山村に滞在し、森林の下刈や間伐、炭焼き、きのこや野菜の収穫作業等の農林業や紙すき等の伝統工芸を体験する取組など、山村の豊かな自然環境や伝統文化を活かした都市との交流が各地で実施されている。

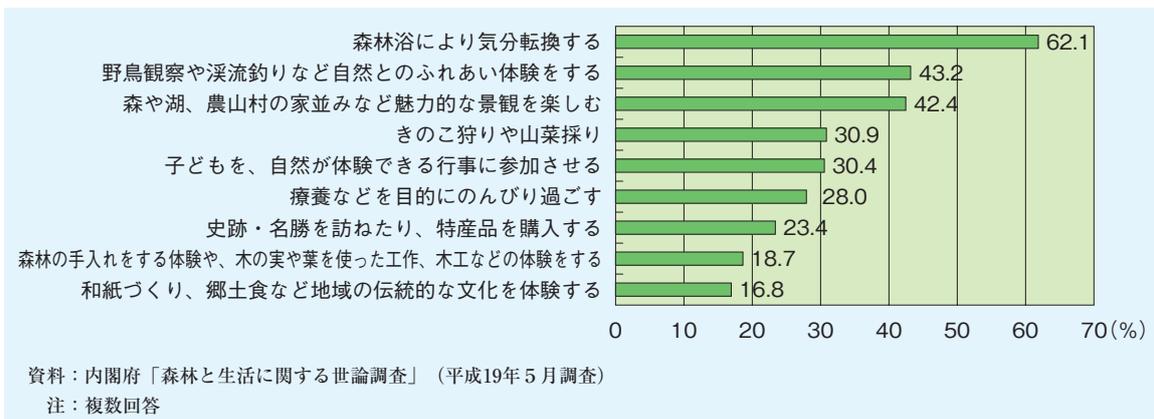
内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、緑豊かな農山村に一定期間滞在し、休暇を過ごしてみたいと思うかとの問いに、過ごしてみたいと思うと回答した者の割合が約76%と前回調査と比較しても20%近く上昇している（図Ⅲ-29）。

図Ⅲ-29 農山村滞在型の余暇生活への関心度



また、上記の問いで農山村で過ごしてみたいと思うとした者に森林や農山村でどのようなことをして過ごしてみたいと思うか聞いたところ、森林浴により気分転換する、野鳥観察や溪流釣りなど自然とのふれあい体験をする、森や湖、農山村の家並みなど魅力的な景観を楽しむ、といった回答が多かった（図Ⅲ-30）。

図Ⅲ-30 森林や農山村での過ごし方

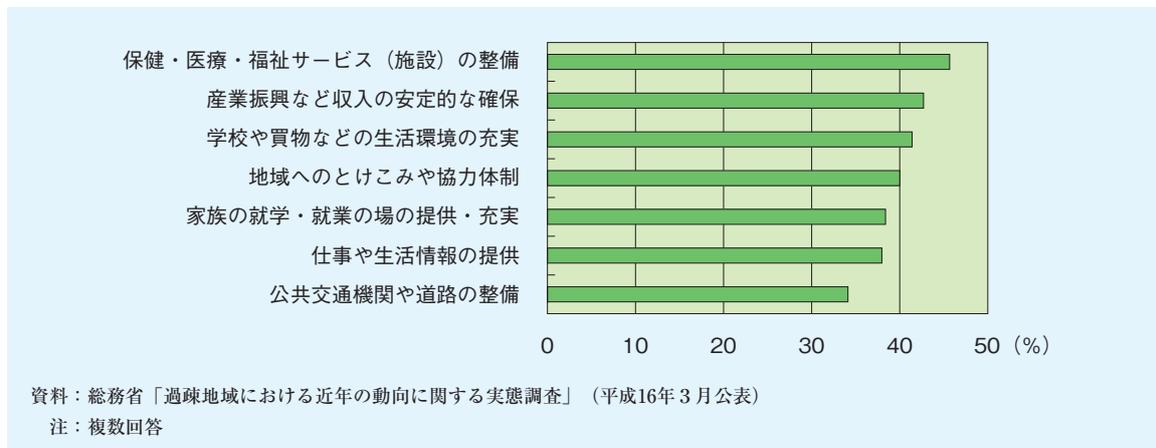


このような都市住民のニーズにこたえて都市と山村が交流を図ることは、都市住民が健康でゆとりある生活を実現することや、山村や森林・林業等に対する理解と関心を深めることに貢献している。また、山村住民にとっても特用林産物や農産物の販売による収入機会や、宿泊施設や販売施設等への雇用により就業機会が増大するだけでなく、こうした交流を通じて自らが生活する地域について再認識する良い機会ともなりうる。

山村の集落機能の維持・活性化を図るためには、こうした都市と山村の共生・対流等を契機として、都市住民を中心としたU J Iターン者等の山村への定住を促進することが重要である。

過疎地域に転入したU J Iターン者を対象として総務省が実施したアンケートによると、転入者の定住を促進するために必要な施策は、「保健・医療・福祉サービス（施設）の整備」、「産業振興など収入の安定的な確保」、「学校や買物などの生活環境の充実」などとする回答が多かった（図Ⅲ-31）。

図Ⅲ-31 転入後の定着を促進するために必要な施策



このため、林道等の林業生産基盤の整備と併せ用排水施設等の生活環境施設の整備を進めることや、NPOや地域住民の連携による山村への試験的な受け入れや新たに林業に就業する者への技能研修等の意欲的で先導的な取組を支援することが重要である。

（社会的協働による山村再生の取組）

山村は、森林が多面的な機能を持続的に発揮する上で重要な役割を果たしており、森林資源をはじめとする山村特有の資源が豊富に存在していることから、これらの資源を活用することにより活性化する可能性は大きい。

このため、平成20年3月から林野庁は「山村再生に関する研究会」を開催し、我が国の経済社会の動向等や山村の特徴を踏まえた再生の方策について検討した。

平成20年6月、同研究会が取りまとめた中間報告においては、山村は、森林資源をはじめ山村特有の資源を活かした新たなエネルギー等の供給や新たなライフスタイルに応じた活動の場の提供など、21世紀を支える大きな可能性を秘めており、「環境」、「教育」、「健康」の3分野に着目して、山村がもつ大きな可能性を最大限に発揮させることが必要であるとしている。

この中間報告等を踏まえ、都市の企業等と山村との協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現を図る社会システムを構築するため、「山村再生支援センター」を創設し、森林資源の利用による排出量取引等の国内クレジットやオフセット・クレジット（J-V E R）創出支援、木質バイオマスの安定供給、森林資源を利用した新素材・エネルギーの事業化、山村の特徴を活かした教育・健康ビジネスの展開等の支援を行うこととしている。